

香美町自動体外式除細動器貸出要綱をここに公布する。

平成22年5月14日

香美町長 長瀬 幸夫

香美町告示第69号

平成22年5月14日公布

### 香美町自動体外式除細動器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多数の町民が集まる行事等においてその参加者等が突然の心停止状態に陥ったときの救急救命活動に備えるため、その主催者に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 AEDの貸出対象者は、次条に規定する貸出対象行事等の主催者とする。

(貸出対象行事等)

第3条 AEDの貸出対象行事等は、次の各号のいずれかに該当する行事等とする。

- (1) 町が主催、共催、後援又は協賛する行事等
- (2) 町民が主催し、参加者が概ね10人以上で、かつ営利を目的としない行事等
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(貸出要件)

第4条 AEDの貸出しは、医師、保健師、看護師若しくは救急救命士又はAEDの使用に関する救急法講習を修了した者が行事等の会場に常時配置されることを条件とする。

(貸出しをしない場合)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、AEDの貸出しをしない。

- (1) 第7条の規定による貸出申請に係る行事等の内容により、AEDがき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

- (2) 町が貸出しのために保有するAEDの台数を超えて第7条の規定による貸出申請があったことにより、貸出しができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長がAEDの管理上支障があると認めるとき。

(貸出期間及び台数)

第6条 AEDの貸出期間は、原則として貸出しの日から7日以内とし、貸出台数は1行事等につき1台とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出申請)

第7条 AEDの貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の2か月前から1週間前までに、香美町自動体外式除細動器(AED)貸出申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

(貸出決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請(以下「貸出申請」という。)があったときは、速やかにその内容を審査し、AEDの貸出しの可否を決定したときは、香美町自動体外式除細動器(AED)貸出決定通知書(様式第2号)又は香美町自動体外式除細動器(AED)貸出不承認決定通知書(様式第3号)により当該貸出申請を行った者に対し通知するものとする。この場合において、貸出しを決定したときは、当該貸出しに当たり必要な条件を付することができる。

(貸出し中の管理)

第9条 前条の規定によりAEDの貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、常に良好な状態で保管するとともに、機器の特性に配慮した管理に努めなければならない。また、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) AEDを取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを処分又は目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸又は譲渡しないこと。

(費用の負担)

第10条 AEDの貸出しは、無償とする。

- 2 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担とする。
- 3 貸出期間中、救命活動に使用した電極パッドその他AEDに付属する消耗品に係る経費は、借受者の負担とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、

当該経費の一部又は全部を免除することができる。

(報告事項)

第11条 借受者は、その使用中にAEDをき損し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(貸出中止)

第12条 町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その貸出期間にかかわらず、AEDの貸出しを中止し、返却させることができる。

(1) 貸出しの際に付した条件に違反したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(返却)

第13条 借受者は、貸出期間を満了したときは、香美町自動体外式除細動器(AED)使用報告書(様式第4号)を添えて、直ちに町長にAEDを返却しなければならない。

(損害賠償)

第14条 借受者は、AEDの使用中にその責めに帰すべき理由によりAEDをき損し、又は滅失したときは、町長の指示するところに従い、その負担においてこれを補修し、又は損害を賠償しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、AEDの貸出しに関し必要な事項は、別に定める

附 則

この告示は、公布の日から施行する。